

2027 年度東北芸術工科大学自治体等推薦型入学試験にかかる

自治体（小国町）推薦者募集及び選考に関する要項

（目的）

第 1. この要項は、小国町、山形県立小国高等学校及び東北芸術工科大学が締結した協定に基づき、東北芸術工科大学が実施する自治体等推薦型選抜入学試験の受験を希望する者の募集及び選考等について必要な事項を定めるものとする。

（募集学部学科）

第 2. 募集する学部及び学科は、次のとおりとする。

学部	学科	募集定員	評定平均値
芸術学部	歴史遺産学科 全コース	若干名	4.0
デザイン工学部	企画構想学科 全コース	若干名	4.0

※ 併願不可

（応募資格）

第 3. 小国町に住所を有する者の子で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校を卒業見込みの者及び小国町以外に住所を有する者の子で、山形県立小国高等学校及び基督教独立学園高等学校を卒業見込みの者、且つ次の各号に全て該当する者とする。

- ① 明確な目的意識を持ち、真面目で健康であること。
- ② 小国町の地域づくり等に関心があり、自ら貢献しようとする意欲がある者。
- ③ 東北芸術工科大学の教育活性化に貢献できる資質・能力と意欲を有する者。
- ④ 高等学校における評定平均値が、東北芸術工科大学で定める値以上であること。
- ⑤ 出願時において高等学校在学中の欠席日数が 20 日以内の者。なお、本人の帰責にならないものは除く。
- ⑥ 東北芸術工科大学を専願とする者。（合格者は、必ず入学していただきます。）

（募集期間）

第 4. 2027 年度入学試験推薦者の募集は、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 9 日（金）までとし、土曜・日曜を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付するものとする。

（受付場所）

第 5. 受付の場所は、小国町教育委員会教育振興課高校魅力化推進室とする。

〒999-1352 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 704 番地
TEL0238-62-2141

(応募手続き)

第6. 応募する者は、次の書類を前第5の受付場所に持参のうえ提出すること（代理提出可）。なお、小国町の選抜試験においては、入学検定料等の費用負担はない。ただし、大学が実施する試験等に要する費用は東北芸術工科大学自治体等推薦型選抜入学試験募集要項に従うこと。

① 自治体（小国町）推薦大学入試受験申込書（様式第1号） 1部

② 出身高等学校調査書（各高等学校所定） 1部

（出身高等学校が作成し、封印したものを提出すること。開封無効。なお、推薦決定後、大学出願用として別途1部必要となるため、あらかじめ取得しておくこと）

③ 出身高等学校長の推薦書（様式第2号） 1部

（学校長作成 封印のうえ提出のこと 開封無効）。

④ エントリーシート（大学所定様式）の写し 1部

※エントリーシートの原本は、推薦者として決定した場合に大学への出願書類として提出してください。

(推薦者数並びに決定通知と時期)

第7. 自治体（小国町）が、東北芸術工科大学の自治体等推薦型選抜入学試験に推薦する者の人数は、若干名とし、町が別に定める基準により選考のうえ推薦者を決定し、高等学校を通し、本人及び、保護者等へ通知する。

(2) 自治体推薦決定通知書（様式第3号）は、令和8年10月21日まで発送する。

(自治体推薦入学試験の出願手続き)

第8. 前第7の(2)の決定通知を受けた者は、東北芸術工科大学自治体等推薦型選抜入学試験学生募集要項に従い、自ら出願手続きを行うこと。

※Web 出願登録期間：2026年11月2日（月）9:00～ 9日（月）16:00 まで

※出願書類郵送締切日：2026年11月9日（月） 消印有効

※試験日：2026年12月13日（日） 東北芸術工科大学（山形市上桜田3-4-5）

※合格発表：12月23日（水）10:00

(合格者の入学手続き)

第9. 自治体推薦により受験した者が、合格通知を受けたときは、遅滞なく本人が責任をもって手続きを行うこと。

(入学後の義務等に係る事項)

第10. 小国町からの推薦により入学したものは次の①～⑤の義務等を負うものとする。

①入学後は、推薦者である小国町の信用を失墜させぬよう勉学、ボランティア活動等の課外活動に励むこと。

②小国町や東北芸術工科大学が行うイベント等へ積極的に参加すること。（小国町役場へのインターンシップは必ず参加すること。）

③各年度終了後、速やかに成績通知書と併せて、任意の様式により課外活動・小国町PR活動等の状況を

小国町へ報告すること。

- ④卒業後も小国町が実施するイベント等への参加や小国町の PR 活動について積極的に関わりを持つように努めること。

(選考)

第 1 1. 自治体等推薦型選抜入学試験受験希望者からの自治体推薦者の選考は次のとおり行うものとする。

(2) 選考事務の所管は、教育振興課とする。

(3) 出願書類及び面接により推薦者の選考を行う。

面接日程：2026 年 10 月 15 日（木）【予定】 ※詳細は応募者に別途通知する。

(4) 選考委員、選考基準等については別途定めることとする。

(5) 選考結果及び内容についての問い合わせには一切応じないものとする。